

「丁寧さ」の原理に基づく 「許可求め型表現」に関する考察

蒲 谷 宏

【キーワード】

行動展開表現・「丁寧さ」の原理・あたかも表現・許可求め型表現・シテモラッテモイイデスカ

【要旨】

「シテモラッテモイイデスカ」「サセテモラッテモイイデスカ」のような「許可求め型表現」は、曖昧で回りくどい表現だと言われるが、実は、〈「行動展開表現」における「丁寧さ」の原理〉に即した表現だと言うことができる。「丁寧さ」の原理に従えば、最も「丁寧」な構造は、〈「行動」 = 「自分」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」〉となるが、「許可求め型表現」は、本来そうした構造を持つ「許可求め表現」に近づけるため、あるいは、それを強化するために用いられているものである。こうした「許可求め型表現」が広まっている実態は、個々の「表現主体」の意識を超えた、日本語の持つ「丁寧さ」の原理に基づくものだと考えられる。

はじめに

「(し) てもらってもいい?」「(し) てもらってもいいですか」「(し) ていただいてもよろしいですか」(以下、これらの表現の代表形として、「シテモラッテモイイデスカ」を用いる) という「依頼の表現」をよく耳にする。「シテモラッテモイイデスカ」は、形式的には「許可を求める表現」なのであるが、「する」のは「自分」ではなく「相手」であることからすれば、依頼をしていることは明らかである。

しかし、依頼であるなら、「(し) てもらえる?」「(し) てもらえますか」「(し) ていただけますか」(以下、これらの表現の代表形として、「シテモラエマスカ」を用いる) という表現があるわけなので、なぜ、「シテモラエマスカ」ではなく、わざわざこのような回りくどい依頼表現をするのかが問題になる。

問題になる、というのは、もちろん「最近の若い者は、こうした曖昧な言い方をしたがるのでしからん」というような意味ではない。「シテモラッテモイイ

「デスカ」は、その曖昧さ、回りくどさの点で、あまり評判の良くない表現であるが、こうした表現上の善し悪しという観点はひとまず置いて、本稿においては、この種の表現—「許可求め型表現」と名づける—が用いられる理由について、「待遇コミュニケーション」における「丁寧さ」の原理の観点から分析し、こうした表現の仕方そのものが、実は「丁寧さ」の原理に即しているものであることを明らかにしたい。したがって、本稿では、こうした「許可求め型表現」が現在どの程度普及しているのか、という実態や、こうした表現を用いる人たちがどういうつもりで使っているのか、という意識などを明らかにすることを目的とするものではない。

1 「行動展開表現」における「丁寧さ」の原理—「行動」「決定権」「利益・恩恵」
「丁寧さ」とは何か、ということを厳密に規定することは難しい。ここでは、「丁寧さ」の原理として、〈「自分」「相手」「第三者」に対して配慮すること、尊重すること、大切に思うこと〉など、「待遇コミュニケーション」の根底にある「意識（きもち）」、およびその「意識」と連動する「内容（なかみ）」や「形式（かたち）」を総合的に捉えたものとして考えておくことにする。

本稿における検討は、そのような「丁寧さ」には何らかの原理が働いているという仮説に基づくものであるが、その趣旨は、漠然とした「常識」を可能な限り明示的なものにしていくことにあると言える。

本稿で検討する課題は、「依頼表現」と「許可求め表現」である。そのため、「待遇コミュニケーション」における「丁寧さ」の原理と言っても、より正確には、「丁寧さ」の原理全般ではなく、〈「行動展開表現」における「丁寧さ」の原理〉を扱うことになるのだが、記述を簡潔にするため、本稿では、それを〈「丁寧さ」の原理〉と呼ぶ。

ここでいう「丁寧さ」の原理とは、次のようなものである。

「行動展開表現」の場合、だれが「行動」するのか、だれがその「行動」の「決定権」を持っているのか、それによってだれが「利益・恩恵」を受けることになるのか、という枠組みで考えていくと、

「行動」 = 「自分」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」
という構造を持つ表現が最も「丁寧」なものであり、

「行動」 = 「相手」、「決定権」 = 「自分」、「利益・恩恵」 = 「相手」
という構造を持つ表現が最も「丁寧」ではないものとなる。

ここで「行動」というのは、動作や行為だけではなく状態も含む概念である。例えば、「そこにいてください。」は、「いる」という「行動」に展開することを「指

示する表現」というように捉える。また、現実にその「行動」に展開するかどうかは別の問題である。「指示」は、「決定権」が「自分」にある（と「表現主体」が認識している）表現であるが、実際には「相手」が断る場合もあり得るわけである。

「決定権」も、「権」とあるが、それは現実の人間関係における「決定権」とは、やや異なる概念である。あくまでも、「表現主体」がその表現において認識する「決定権を持つ者」ということである。例えば上司と部下という「人間関係」にある場合、現実に「決定権」を持つのは上司であろうが、上司が常に「決定権」を持ち続けるということではない。ある状況における表現、例えば「課長、そこにいらしてください。」（指示）や「私が行ってまいります。」（宣言）においては、部下が上司に対して指示や宣言をしているため、部下が「決定権」を持っているということになるわけである。

また、「利益・恩恵」も、実際に「利益」を得るのはだれかという観点ではなく、そういう「行動」に展開したとき、だれが「利益・恩恵」を持つと「表現主体」が認識しているのかということである。例えば、「書いてさしあげましょうか。」という申し出の表現をする場合、「てさしあげる」を用いて表現しているという点で、「表現主体」は「利益・恩恵」が相手にあることを明示しているため、「利益・恩恵」 = 「相手」ということになる。「書きましょうか。」の場合、実際に「利益・恩恵」を受けるのが「相手」であることに変わりはないが、「利益・恩恵」 = 「相手」ということを明示しないという点で、「利益・恩恵」 = 0 と捉えることができる。「利益・恩恵」 = 「相手」という認識を表現上明示しないことによって、「丁寧さ」につながると考えられるのである。

「丁寧さ」の原理は、あくまでもその表現が持つ構造的な原理であり、後述するように、実際の表現においてはさらに複雑な様相を呈することになるのだが、基本的にこの原理に即して言えば、次のように考えることができる。

「依頼表現」は、「行動」 = 「相手」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」という構造を持つ表現であり、「許可求め表現」は、「行動」 = 「自分」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」という構造を持つ表現である。

典型的な表現形式で示せば、「依頼表現」は、「シテクレマスカ」であり、「許可求め表現」は「シテモイイデスカ」となる。

「依頼表現」と「許可求め表現」との違いは、「行動」が「相手」か「自分」か、という点だけであって、「決定権」が「相手」にあり、「利益・恩恵」が「自分」にあるということは共通する。「丁寧さ」の原理の観点からは、「許可求め表現」は最も丁寧な表現であることがわかる。また「依頼表現」も、「決定権」と「利益・

恩恵」の点からは丁寧な表現だと言えるのだが、「行動」を「相手」にさせるという点だけが「丁寧さ」の点で問題となるわけである。

2 「あたかも表現」

2・1 「意識（きもち）」と「形式（かたち）」の「ずれ」

「丁寧さ」の原理は、実際の表現においても当然生きていると考えられるものであるが、それが単純な構造のままに示されるのではなく、様々に工夫された表現になることがある。

本稿では、そうした、原理と実際の表現との違いを考えるために、次のように整理しておきたい。

まず、「表現主体」の「意識（きもち）」のレベルでの構造と、言語としての「形式（かたち）」のレベルでの構造があると考える。基本的には、それらは対応する。例えば、「書いてくれますか。」という「依頼表現」であれば、次のようになる。

「依頼の意識（きもち）」の構造

「行動」 = 「相手」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」

「依頼の形式（かたち）」の構造

「行動」 = 「相手」 — 「書ク」、「決定権」 = 「相手」 — 「マスカ？」、

「利益・恩恵」 = 「自分」 — 「テクレル」

しかし、「意識（きもち）」と「形式（かたち）」が常に一致するわけではない。あえて一致させないことで、表現に工夫をすることもある。その工夫の一つと言えるのが、例えば、部下が上司に対して、「課長、そこにいらしてください。」と「指示表現」をした場合で考えてみよう。基本的には、次のような構造になる。

「指示の意識（きもち）」

「行動」 = 「相手」 = 「課長」、「決定権」 = 「自分」、「利益・恩恵」 = 「自分」
「形式（かたち）」

「行動」 = 「相手」 — 「イラッシャル」、「決定権」 = 「自分」 — 「テクダサイ」、

「利益・恩恵」 = 「自分」 — 「テクダサル」

しかし、そうした事実や認識自体は変わらなくても、「形式（かたち）」を換えて、「課長、そこにいらしてくださいますか。」と表現することによって、指示から依頼の構造を持つ表現に変えることができる。

「意識（きもち）」

「行動」＝「相手」＝「課長」、「決定権」＝「自分」、「利益・恩恵」＝「自分」
「形式（かたち）」

「行動」＝「課長」—「イラッシャル」、「決定権」＝「課長」—「マスカ？」、
「利益・恩恵」＝「自分」—「テクダサル」

本来の意図は「指示」であっても、それをあたかも依頼であるかのように表現することで—「決定権」を「相手」である課長にすることで—より「丁寧」な言い方に換えていると考えられるわけである。

こうした、本来の意図をずらし、あたかも…であるかのように表現することを「あたかも表現」と名づけ、そうした観点から分析を試みると、興味深い表現上の工夫が見えてくる。

なお、「あたかも表現」を考えるときには問題になるのは、「本来の意図とは異なる」、「ずれ」といったことである。いずれも結果として分析したときに用いる表現のしかたになるのだが、実際の「コミュニケーション主体」の「意識（きもち）」としては、必ずしも本来の意図が固定的にあるわけではなく、「形式（かたち）」を決めた段階で、「意識（きもち）」自体も変わってくることがあるだろうと思われる。つまり、「いらしてくださいますか。」と表現した時点で、すでに「意識（きもち）」も「依頼」に変わっている可能性もあるわけで、「指示」の意図があるのに、それを偽って「依頼」にしているというようなわけではないだろう。また「ずれ」も、「コミュニケーション主体」の「意識（きもち）」からすれば、「ずらし」と言える。最初は、実際の状況から「指示」の意図を持ち、指示してもよいと判断しても、指示の「形式（かたち）」ではなく依頼の「形式（かたち）」を選ぶ段階で、指示から依頼に「ずらした」ということである。「形式（かたち）」の上で「ずらし」を明示すれば、「あの、してください…ますか」のようになる。(例えば、「…」の間に、「相手」が「何でお前に指示されなきゃならないんだ」というような表情をしていたので、依頼に変えた、などということも見えてくる。) 現実のコミュニケーションにおいては、以上のような問題があるため、単純な図式化だけでは説明できないと考えているが、本稿ではあえてそうした点には触れないことにする。

2.2 「シテクレマスカ」と「シテモラエマスカ」

「シテモラエマスカ」という「依頼表現」の形式自体が、すでに基本的な「依頼表現」の構造とは少し異なるものとなっている点には、留意する必要がある。

依頼表現の典型は、例えば「書いてくれますか」であり、それは「行動」＝「相手」であり、「書く」主体も、「書いてくれる」主体も「相手」となる。それに対して、「書いてもらえますか」の場合、「書く」のは「相手」だが、「書いてもらう」

のは「自分」であり、〈「自分」が「書いてもらう」ことが可能なのか〉と尋ねている表現になるのであり、「行動」の点で、「相手」を「自分」に換えていると見ることができる。すなわち、基本的な依頼表現の構造である、「行動」 = 「相手」であるところを、あくまでも表現の「形式（かたち）」の上ではあるが、あたかも「行動」 = 「自分」であるかのような言い方に切り替えていると考えられるのである。

それでは、なぜ「シテクレマスカ」ではなく、「シテモラエマスカ」にする必要があるのでだろうか。それに対する一つの、そして大きな理由として、〈「表現主体」は、「人間関係」や「場」を考慮し、丁寧に表現しようとするときには、常に「丁寧さ」の原理に即した表現に換えていこうとする〉という点が挙げられるだろう。「指示」よりは「依頼」にするほうが、「決定権」を「相手」にすることで丁寧になるといった工夫と同様に、「シテクレマスカ」ではなく「シテモラエマスカ」にすることは、「行動」 = 「相手」を、あたかも「行動」 = 「自分」であるかのようにすることで、「丁寧さ」の原理に即した表現にしているということである。

もちろん、これは原理としての分析なのであって、個々の「表現主体」がこれを常に自覺的に行っているということが言いたいのではない。結果としてこのような工夫が見られる表現になっているということは、「丁寧」にしようとする場合に、そうした表現のしかたを無意識のうちであっても選び取ろうとしているのではないか、ということである。

敬語の使い方に関してよくある問い合わせ、「書いてくださいますか」と「書いていただけますか」はどちらが丁寧なのか、というものがある。それに対しては、「くださる」と「いただく」の元の形である「くれる」「もらう」の違いから説き、依頼しているときには「いただく」のほうが丁寧である、しかし、「くださる」のほうが丁寧だと感じる人もいる、などと回答をすることが多い。

しかし、「書いてくださいますか」は、基本的な依頼の構造である、「行動」 = 「相手」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」ということが、表現上も明確であるのに対し、「書いていただけますか」という表現は、「行動」が「自分」（書いていただける）に切り替えられているという点にもっと注目すべきであった。つまり、「書いていただけますか」のは、「書く」のは「相手」なのだが、その「行動」を「わたしが書いていただける」というように捉え直した表現の仕方であり、そのことによって、「行動」 = 「自分」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」という、「許可求め表現」と同様な構造に換えていると考えられるのである。そして、「丁寧さ」の原理に従えば、その構造を持つ表現が最も丁寧であることから、「書いてくださいますか」よりも「書いていただけますか」のほうが構造的に丁寧な表現である、と言えるわけである。

なお、それでも必ず「書いてくださいますか」のほうが丁寧だと感じる、と主張する人も出てこようが、個人の語感については、ここでは問題にしていない。

要するに、「シテモラエマスカ」という表現は、依頼の典型的な表現であるが、その「形式（かたち）」の点から見れば、ある種の「あたかも依頼表現」だと考えられるのである。

3 「許可求め型表現」の構造

「シテモラッテモイイデスカ」は、その表現形式の点からは、「シテモイイデスカ」という「許可求め表現」と言うことができる。しかし、事実としてその「行動」をするのは「相手」であるため、実際には「依頼表現」として機能しているわけである。これを分析的に記述すると、

「シ」 = 「相手」の「行動」

「(シ) テモラウ」 = 「自分」の「行動」

「シテモラウ」全体 = 「自分」の「行動」となり、

「(シテモラッ) テモイイデスカ」で、「許可求め表現」の形式になるということである。

こうした「許可求め型表現」には、「シテモラッテモイイデスカ」のほかに、「サセテモラッテモイイデスカ」がある。

「シテモラッテモイイデスカ」(「行動」 = 「相手」 → 「自分」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」) が、依頼を意図とする「許可求め型表現」であるのに対して、「サセテモラッテモイイデスカ」は、「許可求め表現」をさらに「許可求め表現」にしている。基本的な「許可求め表現」である「シテモイイデスカ」と比べて、「行動」 = 「自分」(シ) → 「相手」(サセテ) → 「自分」(サセテモラウ) というように、「行動」する人物を「(サ) セル」によって捻っている点に特色がある。「シテモイイデスカ」と明らかに異なるのは、「利益・恩恵」が「自分」にあることを「テモラウ」によって明示的に表している点である。恩恵を表す「テモラウ」を使うためには、「自分」の「行動」である「スル」を「相手」の「行動」である「サセル」にする必要があるのだが、「シテ」と同じことをわざわざ「サセテモラッテ」にすることで、「利益・恩恵」を「自分」が受けることを明確にしようとしているのだと考えられる。これも、「許可求め表現」の「利益・恩恵」のありかを強調しようとしている「形式」だと言えるだろう。それによって、ゆるぎない「丁寧さ」が生まれてくるのである。

何度も述べているように、こうした「許可求め型表現」を用いている個々の「表現主体」としては、何だか回りくどいけれども、何となく丁寧だ、という程度の意識で用いている、あるいは、そんなことすら意識せずにマニュアルどおりに使っている、ということもあるろうが、それは、ここでの分析とは直接には関係の

ないことである。

「シテモラッテモイイデスカ」、「サセテモラッテモイイデスカ」は、それぞれ、次のような「あたかも表現」として捉えることができる。

I 「シテモラッテモイイデスカ」

①「シテクダサイ」(指示) → 「許可求め型表現」

「行動」 = 「相手」 → 「自分」、「決定権」 = 「自分」 → 「相手」、

「利益・恩恵」 = 「自分」

→例(事務所の人が書類を渡して)「ここに署名してもらってもいいですか。」

本来であれば、「ここに署名してください。」という指示表現で問題ないわけだが、それを「許可求め型表現」にしているものである。「指示」から直接「許可求め型表現」になるのか、「あたかも依頼表現」から「許可求め型表現」になるのかは、ここでは断定できないが、そもそも、指示をするという「意識(きもち)」が強いのであれば指示表現の「形式(かたち)」を採用するわけなので、「許可求め型表現」を選ぶということは、「意識(きもち)」の点でも、指示よりは依頼、依頼よりは許可求め、というように変わってきたと考えられる。

②「シテモラエマスカ」(依頼) → 「許可求め型表現」

「行動」 = 「相手」 → 「自分」、「決定権」 = 「相手」、

「利益・恩恵」 = 「自分」

→例「ちょっと教えてもらってもいいですか。」

「依頼表現」を「許可求め型表現」に変えるのは、「丁寧さ」の原理に即した最終調整だと考えられる。依頼表現から、より丁寧な依頼表現への工夫、例えば、「シテモラエマスカ」から「シテモラエマセンカ」にする、这样一个工夫を乗り越えるものとして注目すべきであろう。今後の課題になるが、「教えてもらってもいい?」から「教えていただいてもよろしいでしょうか。」に至るまで、「許可求め型表現」が相当幅広く使われている実態を明らかにしていく必要がある。

II 「サセテモラッテモイイデスカ」

①「シテモイイデスカ」(許可求め) → 「許可求め強化型表現」

「行動」 = 「自分」強化、「決定権」 = 「相手」、

「利益・恩恵」 = 「自分」強化

→例「私が書いてもいいですか。」→「私が書かせてもらってもいいですか。」

「利益・恩恵」を「自分」が受けるということを明示する「許可求め型表現」として、これも「丁寧さ」の原理を突き詰めたような表現であると考えられる。

ただし、一方で、「書かせていただきます。」など、「サセテイタダク」系の言い方の広がりもあり、そこには「させていただく」が本来持つ、「利益・恩恵」を受けてありがたい、というような「意識（きもち）」もなく使われているという実態と合わせて検討する必要があるだろう。その意味では、「サセテモラッテモイイデスカ」という「許可求め型表現」は、「形式（かたち）」だけが「丁寧さ」の原理に即しているということも十分考えられる。

- ② 「シマスネ」(確認) → 「あたかも許可求め表現」→ 「許可求め強化型表現」
「行動」 = 「自分」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」強化
→例「私が書きますね。」→ 「私が書いてもいいですか。」→ 「私が書かせて
もらってもいいですか。」

「シマスネ」という確認表現が直接「許可求め強化型表現」になる場合もあるだろうが、考え方としては、「あたかも許可求め表現」をはさんで、その「許可求め表現」が「強化」されたとしておく。実際の「意識（きもち）」は別の問題として検討する必要があるだろう。

- ③ 「シマス」(宣言) → 「あたかも許可求め表現」→ 「許可求め強化型表現」
「行動」 = 「自分」、「決定権」 = 「自分」→ 「相手」、
「利益・恩恵」 = 「自分」強化
→例「私が書きます。」→ 「私が書いてもいいですか。」→ 「私が書かせて
もらってもいいですか。」

「シマス」という宣言表現についても、確認表現と同様に「あたかも許可求め表現」をはさんでの変化だと考えておく。実際には、なぜここまでずらしていくのか、その意味を考える必要もあるだろう。

おわりに

以上述べてきたように、「シテモラッテモイイデスカ」、「サセテモラッテモイイデスカ」という「許可求め型表現」が用いられる理由は、単に婉曲的などという言葉で言い表すことはできない。「行動展開表現」における「丁寧さ」の原理としての、「丁寧」であることが持つ基本的な構造、すなわち、「行動」 = 「自分」、「決定権」 = 「相手」、「利益・恩恵」 = 「自分」、という構造に叶うことを目指した表現の形式だと考えられるのである。「サセテモラッテモイイデスカ」は、た

しかに回りくどい表現ではあるが、「シテモイイデスカ」という「許可求め表現」における「行動」＝「自分」、「利益・恩恵」＝「自分」という点をさらに「強化」した形式として存在し、それゆえに許可が与えられることがありがたい、という「意識（きもち）」を強く表すこともできるということである。

これら「許可求め型表現」の「表現形式」がどの程度用いられているのかという実態や、個々の「表現主体」における意識などについては、本稿の目的ではないと述べたが、これらについて明らかにすることも重要な課題であることは言うまでもない。早稲田大学大学院日本語教育研究科「待遇コミュニケーション研究室」修士課程在籍者（2006年度秋学期「M 共同グループ」）による共同研究でも、この課題に取り組んでいる。いずれ、その調査、考察の結果が公表される予定である。

今後は、前提となる理論的枠組みと、実態調査に基づく考察とを連動させることで、日本語教育／学習における「許可求め型表現」の扱い方についても考えていただきたいと思う。

【参考文献】

- 蒲谷宏（1998）「あたかも表現」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』11
蒲谷宏・川口義一・坂本恵（1998）『敬語表現』大修館書店
蒲谷宏（2003）「「表現行為」の観点から見た敬語」『朝倉日本語講座8 敬語』朝倉書店
蒲谷宏（2005）「〈行動に展開する表現〉におけるコミュニケーション上の工夫」『伝え合いの言葉』国立国語研究所
蒲谷宏（2006）「「待遇コミュニケーション」における「場面」「意識」「内容」「形式」の連動について」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』19

（かばや ひろし／早稲田大学日本語研究教育センター）